

法定外公共物売払及び交換申請の手順（改正前）

	申請者		財政課	土木課	備考
法定外公共物の相談	相談	⇔	判断		土木課：国からの譲与 財政課：過去の売払い状況
機能の相談 (代替施設が必要な場合)	相談 ↓ 計画 工事 完成	⇔	判断 ⇨ ⇦ ⇨	受理 承諾 確認	土木課：代替施設の必要性 財政課：交換の基準
現地の計測	申請 受理		⇨ ⇦	受理 立会証明	
売払及び交換申請	申請	⇨	受理		
市有財産処分委員会			委員会の開催		
決定の通知	受取 回答	⇦ ⇨	決定通知 受理		法定外の売払及び交換について、 原則、随意契約扱いとする。
売払及び交換の契約	契約の締結				
売渡金の納付	受理 入金	⇦ ⇨	納付書の発行 通知		
土地の登記	登記手続き 登記完了通知	⇦ ⇨	無地番：関係書類 有地番：嘱託登記		無地番：申請者で登記手続き 有地番：市で嘱託登記

法定外公共物売払及び交換申請の手順（改正後）

	申請者		財政課	土木課	備考
法定外公共物の相談	相談	⇔	判断		土木課：国からの譲与 財政課：過去の売払い状況
機能の相談 (代替施設が必要な場合)	相談 ↓ 計画 工事 完成	⇔	判断 ⇨ ⇦ ⇨	受理 承諾 確認	土木課：代替施設の必要性 財政課：交換の基準
現地の計測	申請 受理		⇨ ⇦	受理 立会証明	
売払及び交換申請	申請	⇨	受理	合 議	
市有財産処分委員会			委員会の開催		
決定の通知	受取 回答	⇦ ⇨	決定通知 受理		原則、随意契約扱いとする。 決定通知の有効期限を6カ月とする。
売払及び交換の契約	契約の締結		受理	引継書の提出	建設部長から総務部長に提出する。 引継ぎの日は契約日とする。
売渡金の納付	受理 入金	⇦ ⇨	納付書の発行 通知		
土地の登記	登記手続き 登記完了通知	⇦ ⇨	無地番：関係書類 有地番：嘱託登記	引継書の提出	無地番：申請者で登記手続き 有地番：市で嘱託登記
※ 交換の場合、総務部長から建設部長へ引継書を提出する。					

参 考 (用途廃止を別申請にした場合)

	申請者		財政課		土木課		備考
法定外公共物の相談	相談	⇔	判断				
	↓						
機能の相談 (代替施設が必要な場合)	相談 計画 工事 完成	⇔	判断 ⇨ ⇦ ⇨		受理 承諾 確認		土木課：代替施設の必要性 財政課：交換の基準
	↓						
現地の計測	申請 受理		⇨ ⇦		受理 立会証明		
	↓						
用途廃止の申請	申請 通知受理		⇨ 引継書の受理 ⇦	⇦	受理 審査 引継書の提出 通知		建設部長から総務部長へ普通財産 引継書の提出を行う。
	↓						
売払及び交換申請	申請	⇨	受理	⇨	合 議		土木課：代替施設完了の合議
			↓				
市有財産処分委員会			委員会の開催				
			↓				
決定の通知	受取 回答	⇦ ⇨	決定通知 受理				原則、随意契約扱いとする。
			↓				
売払及び交換の契約	契約の締結						
			↓				
売渡金の納付	受理 入金	⇦ ⇨	納付書の発行 通知				
			↓				
土地の登記	登記手続き 登記完了通知	⇦ ⇨	無地番：関係書類 有地番：嘱託登記	⇨	引継書の提出		無地番：申請者で登記手続き 有地番：市で嘱託登記
※ 交換の場合、総務部長から建設部長へ引継書を提出する。							

問題点：申請者は類似の申請が2回必要となる。(用途廃止申請と売払い申請)
用途廃止から売払いまでの期間、普通財産として管理する必要がある。

参 考 入札による市有財産の売払の手順

	申請者		財政課		行政財産所管部署		備考
普通財産引継書の提出			引継書の受理	⇦	引継書の提出		行政財産を普通財産として総務部長に引継書を提出する。
			↓				
現地の計測			現地測量				引き継いだ土地が未測量の場合
			↓				
市有財産処分委員会			委員会の開催				処分する土地、面積、価格、方法の決定
			↓				
入札会の実施	入札会の確認 入札の申込み 通知の受理 予納金を納める 入札会の参加 札入れ	⇦ ⇨ ⇦ ⇨ ⇦ ⇨	入札会の公表 申込みの受理 予納金の通知 予納金の確認 入札会の開催 落札者確認				原則、一般競争入札により処分 予納金を徴収する。 落札以外の者には予納金を返還する。
			↓				
決定の通知	受取 回答	⇦ ⇨	決定通知 受理				
			↓				
売払及び交換の契約	契約の締結						議決事項：20,000千円以上かつ5,000㎡以上
			↓				
売渡金の納付	受理 入金	⇦ ⇨	納付書の発行 通知				
			↓				
土地の登記	登記手続き 登記完了通知	⇦ ⇨	無地番：関係書類 有地番：嘱託登記				無地番：申請者で登記手続き 有地番：市で嘱託登記